



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

身近に潜む「トラブル」「消費者被害」を
防ぐための役立つ情報をお届け！

見守り 新鮮情報①

*一部の美容医療でクーリング・オフが可能に！
『特定商取引法』が改正されました

平成29年12月1日に改正特定商取引法が施行され、美容医療サービスのうち、①脱毛、②にきび・しみ等の除去、③しわ・たるみの軽減、④脂肪の減少、⑤歯の漂白等について、特定の方法によるものはクーリング・オフ等ができるようになりました。

特定商取引法の特定継続的役務提供の要件(提供期間：1カ月超、金額：5万円超、治療内容・方法等)に当てはまる場合は、一定期間内のクーリング・オフや、一定期間経過後の中途解約ができます。中途解約では、事業者により解約料が決められている場合は解約料を支払う必要があります(事業者が請求できる解約料には上限があります)。

【ひとこと助言】

美容医療サービスの中には、高額な契約になるものがあります。また、皮膚障害ややけどなどの危害も一定数発生しています。クリニックのホームページ等の記載をうのみにせず、他の医療機関や医療安全支援センター等で情報を収集し、クリニックや施術方法を慎重に選ぶことが大切です。契約する内容を書面でしっかり確認し、十分に説明を受け納得した上で、施術を受けるか決めましょう。

見守り 新鮮情報②

*懸賞で当たった日帰りバス旅行で高額な商品を買うはめに…

よく利用している通販サイトから、「無料日帰りバスツアーに当選した」というパンフレットが送られてきたので、友人と参加した。最初に毛皮工場に立ち寄り、会議室のようなところで高額な毛皮製品を勧められた。いろいろな商品を試着した後に、再度、気に入った商品の試着を勧められ、購入してもよい雰囲気になり、約80万円の毛皮のコートをクレジットで契約した。その直後から後悔し、夜も眠れない。クーリング・オフして契約をやめたい。(当事者：60歳代 女性)

【ひとこと助言】

スーパーマーケットや通信販売会社などの懸賞で当選し、無料または格安のバス旅行に参加したところ、途中で立ち寄った施設で高額な宝石や毛皮製品等を勧められたという相談が寄せられています。

その場の雰囲気にもまされたり、旅という非日常の中で気分が高揚したりしてつい購入してしまうケースが見られます。冷静になり、本当に必要なものかをよく考えましょう。必要なればきっぱりと断ることが大切です。要件を満たせばクーリング・オフ等が出来る場合もあります。

*以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】7月13日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379